

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	総合政策課	整理番号	1-6
許認可等の種類	事業の認定				
根拠法令条例等・条項	土地収用法第138条第1項で準用する法第16条				
許認可等の概要	権利、物件等を収用又は使用しようとするときの事業の認定(法第17条第1項に掲げる大臣認定を除く)				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(1)事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。</p> <p>(2)起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。</p> <p>(3)事業が公益性を有すること。</p> <p>(4)収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。</p> <p>(5)当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。</p>				
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「申請に対する処分に係る審査基準の指針(別添2)」に準拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 土地収用法第17条第3項 国土交通大臣又は都道府県知事は次条の規定による事業認定申請書を受理した日から3月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。				
期間の制定根拠	—				